

今月のハイライト

本号の特集は“職業リハビリテーションの最近の動向”である。この分野においても最近は障害の重度・重複化が進んでおり、その対応に苦慮しているのが実態である。医学的・社会的リハビリテーションに続くサービスとして、彼らのハンディキャップを前提とした就労の場が保障されるのは当然であり、ILO 条約においてもこの方向は確認されているところである。

■ 職業的リハビリテーションのゴールの多様化と対象の拡大

サービスを提供する窓口機関や施設が所属する行政系列によって、障害者の認定や重度障害者の定義、到達目標の設定、援助の内容などが異なり、対象の拡大についてもその基準や範囲は必ずしも明確でない。今後は、利用者にとってわかりやすい役割分担と、相互の乗り換えが円滑にできるようにする必要があるだろう。（小川 孟氏，269 頁）

■ 障害者の雇用状態をさらに改善するには

障害者の雇用率は過去 15 年間で 101,298 人、実雇用率では 1.09% から 0.27 ポイントそれぞれ増えてはいるが、法定雇用率をなお 0.27 ポイント下回っている。今後はサービス業など、第三次産業における障害者の雇用機会の拡大が図れるよう、この分野での多様な能力開発プログラムが積極的に整備されなければならない。また、技術革新などに対応した教育・訓練プログラムの整備も必要であると指摘している。（松井亮輔氏，275 頁）

■ 重度障害者にとって共同作業所は現実的な社会資源

なぜ共同作業所が急増しているのか。法定施設の対象の限定と施設数の絶対的不足がその原因である。根本的には、伸び悩む障害者雇用と福祉工場、一方で増え続ける共同作業所と通所型授産施設、こうしたいびつな現象を包括的に捉え、総合的かつ系統性を備えた障害者の就労対策・職業リハビリテーションの対策が必要である。（藤井克徳氏，281 頁）

■ 精神発達遅滞者の職能評価・訓練の実際

横浜市総合リハビリテーションセンターでは、「職能訓練コース」という名称で短期通過型の法外施設を設置、精神発達遅滞者を主たる対象に職能評価・訓練を実施しており、多くの成果を上げている。（松田啓一氏ら，287 頁）

■ 精神障害者の就労を阻害するもの

精神障害者の雇用が立ち遅れている理由の一つとして、精神科リハビリテーション領域で医学的パラダイムのみが重視され、職業リハビリテーションが相対的に弱体であったことをあげている。また、精神障害者の雇用機会を、現在のように一般の競争的雇用の中でのみ求める方法では、実際的ではないと指摘している。（野津 真氏，293 頁）

■ RA のリハビリテーションと臨床検査

RA における臨床検査の目的は、(1) 診断、(2) 疾患活動性の評価、(3) 病態把握、(4) 副作用のチェックに大別できる。それぞれの課題について簡潔にまとめたうえで、RA に対する訓練のポイントやその適応と禁忌について言及している。（埴 直樹氏ら，323 頁）

■ 長下肢装具をめぐる話題—カラー写真付き実践講座—

長下肢装具の膝継手ならびに膝装具を中心に、処方考え方、構成要素、価格、具体的処方例などが実践的かつ簡潔にまとまっている。（堂園浩一朗氏ら，331 頁）